

北上市告示甲第2号

令和6年度北上市物価高騰対応非課税世帯給付金（子育て世帯への加算）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和7年1月30日

北上市長 八重樫 浩 文

令和6年度北上市物価高騰対応非課税世帯給付金（子育て世帯への加算） 支給事業実施要綱

（目的）

第1 この告示は、住民税均等割非課税世帯の子育て世帯に対し、令和6年度北上市物価高騰対応非課税世帯給付金（子育て世帯への加算）を支給することにより、物価高騰により家計に大きな影響を受けている市民の生活及び暮らしの支援に資することを目的とする。

（支給対象世帯）

第2 令和6年度北上市物価高騰対応非課税世帯給付金（子育て世帯への加算）の支給の対象となる世帯（以下「支給対象世帯」という。）は、令和6年度北上市物価高騰対応非課税世帯給付金支給事業実施要綱（令和7年北上市告示甲第1号）の規定による給付金（以下「非課税世帯給付金」という。）の支給対象世帯のうち、平成18年4月2日から令和7年4月1日までの間に生まれた児童（以下「支給対象児童」という。）がいる世帯とする。

（別居監護する児童）

第3 第2の規定に関わらず、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において支給対象世帯に属するいずれかの者が、同居しない児童を監護し、かつ生計を同じくする場合は、当該児童（以下「別居監護児童」という。）は、支給対象児童とみなす。

（施設入所児童）

第4 第2及び第3の規定に関わらず、基準日において同一世帯として支給対象世帯に属する児童のうち、市長が別に定める施設に入所している児童については、支給対象児童としない。

（給付金の額）

第5 令和6年度北上市物価高騰対応非課税世帯給付金（子育て世帯への加算）（以下「給付金」という。）の額は、支給対象児童1人当たり2万円とする。

（受給資格者）

第6 給付金を受給できる者（以下「受給資格者」という。）は、支給対象世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯員のうちから選ばれた者とする。

（支給の申込み）

第7 市長は、基準日において支給対象児童（別居監護児童を除く。）のいる支給対象世帯の世帯主に対し、別に定める北上市物価高騰対応非課税世帯給付金（子育て世帯への加算）支給のお知らせにより支給の申込みを行い、給付金の受給の意向を確認するものとする。

2 支給の申込みを受けた受給資格者（以下「積極支給対象者」という。）が、非課税世帯給付金が振込された金融機関の口座と異なる口座に給付金の振込を希望するときは、その旨を書面により申し出るものとする。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、積極支給対象者に対し給付金を支給する。ただし、受給を希望しない旨の申し出があった場合は、この限りでない。

（支給の申請）

第8 基準日の翌日から令和7年4月1日までに出生した支給対象児童又は別居監護児童に係る給付金の支給を受けようとする支給対象世帯の世帯主は、市長が別に定める北上市物価高騰対応非課税世帯給付金（子育て世帯への加算）申請書（以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

（代理による申請）

第9 第8の規定による申請（以下「申請」という。）を代理人により行うときは、第7に規定する書類に加え、当該申請に係る受給資格者からの委任状及び当該代理人の公的身分証明書の写しを市長に提出するものとする。

（申請の期限）

第10 申請の期限は、令和7年4月30日とする。

（支給の決定）

第11 市長は、申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、給付金の支給を決定するものとする。

2 前項の規定により支給の決定をした場合は、当該決定のあった日に申請をした者（以下「申請者」という。）から給付金の請求があったものとみなすものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査により、適当と認められないときは、支給しないことを決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

（支給の方法）

第12 給付金の支給は、積極支給対象者又は申請者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

2 前項の規定による方法が困難その他特別の事情があると認められる場合は、現金の支給による方法とすることができる。

(支給の取扱い)

第13 給付金の支給決定後において、申請の書類の記入の誤り又は第12第1項に規定する金融機関の口座の解約若しくは変更による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、受給資格者又は代理人の責に帰すべき事由により令和7年5月30日までに支給ができなかったときは、給付金の受給を辞退し、又は申請を取り下げたものとみなすものとする。

(不当利得の返還)

第14 市長は、給付金の支給を受けた後に受給資格者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第16 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。